

7 農 産 第 1343 号  
令和 7 年 6 月 13 日

全国農業協同組合連合会代表理事理事長 殿

農林水産省農産局長

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年産米の円滑な流通に支障が生じている状況を踏まえ、現在、政府備蓄米の売渡しを実施しているところです。

この売渡しは、国民の主食であり生活に不可欠である米を、国民に対して安価で安定的に供給することを目的とするものであることから、米穀<sup>※</sup>の高値での転売を防止するため、米穀を小売事業者から購入した者に対し、購入価格を超える値段での譲渡を禁止する「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が令和 7 年 6 月 13 日に閣議決定されました。

この政令の趣旨も踏まえ、米穀の購入価格を超える値段での譲渡の防止に向けた対策を講じていただくなど、安価で安定的な米の供給に御協力いただきますようお願いします。

なお、このことについて、貴団体傘下の組合員又は会員に対して周知願います。

※ 米穀とは、政府備蓄米を含むもみ、玄米、精米及び砕米（政府備蓄米に限るものではない）。米穀には、加工品であるパックご飯や、飲食店等で提供される炊飯された米飯などは含まれない。

7 農 産 第 1343 号  
令和 7 年 6 月 13 日

全国主食集荷協同組合連合会会長 殿

農林水産省農産局長

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年産米の円滑な流通に支障が生じている状況を踏まえ、現在、政府備蓄米の売渡しを実施しているところです。

この売渡しは、国民の主食であり生活に不可欠である米を、国民に対して安価で安定的に供給することを目的とするものであることから、米穀<sup>※</sup>の高値での転売を防止するため、米穀を小売事業者から購入した者に対し、購入価格を超える値段での譲渡を禁止する「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が令和 7 年 6 月 13 日に閣議決定されました。

この政令の趣旨も踏まえ、米穀の購入価格を超える値段での譲渡の防止に向けた対策を講じていただくなど、安価で安定的な米の供給に御協力いただきますようお願いします。

なお、このことについて、貴団体傘下の組合員又は会員に対して周知願います。

※ 米穀とは、政府備蓄米を含むもみ、玄米、精米及び砕米（政府備蓄米に限るものではない）。米穀には、加工品であるパックご飯や、飲食店等で提供される炊飯された米飯などは含まれない。

7 農 産 第 1343 号  
令和 7 年 6 月 13 日

東京都米穀小売商業組合理事長 殿

農林水産省農産局長

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年産米の円滑な流通に支障が生じている状況を踏まえ、現在、政府備蓄米の売渡しを実施しているところです。

この売渡しは、国民の主食であり生活に不可欠である米を、国民に対して安価で安定的に供給することを目的とするものであることから、米穀※の高値での転売を防止するため、米穀を小売事業者から購入した者に対し、購入価格を超える値段での譲渡を禁止する「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が令和 7 年 6 月 13 日に閣議決定されました。

この政令の趣旨も踏まえ、米穀の購入価格を超える値段での譲渡の防止に向けた対策を講じていただくなど、安価で安定的な米の供給に御協力いただきますようお願いします。

なお、このことについて、貴団体傘下の組合員又は会員に対して周知願います。

※ 米穀とは、政府備蓄米を含むもみ、玄米、精米及び砕米（政府備蓄米に限るものではない）。米穀には、加工品であるパックご飯や、飲食店等で提供される炊飯された米飯などは含まれない。

7 農 産 第 1343 号  
令和 7 年 6 月 13 日

全国米穀販売事業共済協同組合理事長 殿

農林水産省農産局長

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年産米の円滑な流通に支障が生じている状況を踏まえ、現在、政府備蓄米の売渡しを実施しているところです。

この売渡しは、国民の主食であり生活に不可欠である米を、国民に対して安価で安定的に供給することを目的とするものであることから、米穀※の高値での転売を防止するため、米穀を小売事業者から購入した者に対し、購入価格を超える値段での譲渡を禁止する「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が令和 7 年 6 月 13 日に閣議決定されました。

この政令の趣旨も踏まえ、米穀の購入価格を超える値段での譲渡の防止に向けた対策を講じていただくなど、安価で安定的な米の供給に御協力いただきますようお願いします。

なお、このことについて、貴団体傘下の組合員又は会員に対して周知願います。

※ 米穀とは、政府備蓄米を含むもみ、玄米、精米及び砕米（政府備蓄米に限るものではない）。米穀には、加工品であるパックご飯や、飲食店等で提供される炊飯された米飯などは含まれない。

7 農 産 第 1343 号  
令和 7 年 6 月 13 日

一般財団法人日本米穀商連合会理事長 殿

農林水産省農産局長

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年産米の円滑な流通に支障が生じている状況を踏まえ、現在、政府備蓄米の売渡しを実施しているところです。

この売渡しは、国民の主食であり生活に不可欠である米を、国民に対して安価で安定的に供給することを目的とするものであることから、米穀※の高値での転売を防止するため、米穀を小売事業者から購入した者に対し、購入価格を超える値段での譲渡を禁止する「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が令和 7 年 6 月 13 日に閣議決定されました。

この政令の趣旨も踏まえ、米穀の購入価格を超える値段での譲渡の防止に向けた対策を講じていただくなど、安価で安定的な米の供給に御協力いただきますようお願いします。

なお、このことについて、貴団体傘下の組合員又は会員に対して周知願います。

※ 米穀とは、政府備蓄米を含むもみ、玄米、精米及び砕米（政府備蓄米に限るものではない）。米穀には、加工品であるパックご飯や、飲食店等で提供される炊飯された米飯などは含まれない。

7 農 産 第 1343 号  
令和 7 年 6 月 13 日

全国米穀工業協同組合理事長 殿

農林水産省農産局長

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年産米の円滑な流通に支障が生じている状況を踏まえ、現在、政府備蓄米の売渡しを実施しているところです。

この売渡しは、国民の主食であり生活に不可欠である米を、国民に対して安価で安定的に供給することを目的とするものであることから、米穀※の高値での転売を防止するため、米穀を小売事業者から購入した者に対し、購入価格を超える値段での譲渡を禁止する「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が令和 7 年 6 月 13 日に閣議決定されました。

この政令の趣旨も踏まえ、米穀の購入価格を超える値段での譲渡の防止に向けた対策を講じていただくなど、安価で安定的な米の供給に御協力いただきますようお願いします。

なお、このことについて、貴団体傘下の組合員又は会員に対して周知願います。

※ 米穀とは、政府備蓄米を含むもみ、玄米、精米及び砕米（政府備蓄米に限るものではない）。米穀には、加工品であるパックご飯や、飲食店等で提供される炊飯された米飯などは含まれない。

7 農 産 第 1343 号  
令和 7 年 6 月 13 日

一般社団法人日本精米工業会会長 殿

農林水産省農産局長

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年産米の円滑な流通に支障が生じている状況を踏まえ、現在、政府備蓄米の売渡しを実施しているところです。

この売渡しは、国民の主食であり生活に不可欠である米を、国民に対して安価で安定的に供給することを目的とするものであることから、米穀※の高値での転売を防止するため、米穀を小売事業者から購入した者に対し、購入価格を超える値段での譲渡を禁止する「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が令和 7 年 6 月 13 日に閣議決定されました。

この政令の趣旨も踏まえ、米穀の購入価格を超える値段での譲渡の防止に向けた対策を講じていただくなど、安価で安定的な米の供給に御協力いただきますようお願いします。

なお、このことについて、貴団体傘下の組合員又は会員に対して周知願います。

※ 米穀とは、政府備蓄米を含むもみ、玄米、精米及び砕米（政府備蓄米に限るものではない）。米穀には、加工品であるパックご飯や、飲食店等で提供される炊飯された米飯などは含まれない。

7 農 産 第 1343 号  
令和 7 年 6 月 13 日

一般社団法人日本スーパーマーケット協会 会長 殿

農林水産省農産局長

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年産米の円滑な流通に支障が生じている状況を踏まえ、現在、政府備蓄米の売渡しを実施しているところです。

この売渡しは、国民の主食であり生活に不可欠である米を、国民に対して安価で安定的に供給することを目的とするものであることから、米穀※の高値での転売を防止するため、米穀を小売事業者から購入した者に対し、購入価格を超える値段での譲渡を禁止する「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が令和 7 年 6 月 13 日に閣議決定されました。

この政令の趣旨も踏まえ、米穀の購入価格を超える値段での譲渡の防止に向けた対策を講じていただくなど、安価で安定的な米の供給に御協力いただきますようお願いします。

なお、このことについて、貴団体傘下の組合員又は会員に対して周知願います。

※ 米穀とは、政府備蓄米を含むもみ、玄米、精米及び砕米（政府備蓄米に限るものではない）。米穀には、加工品であるパックご飯や、飲食店等で提供される炊飯された米飯などは含まれない。



7 農産第 1343 号  
令和 7 年 6 月 13 日

一般社団法人全国スーパーマーケット協会 会長 殿

農林水産省農産局長

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年産米の円滑な流通に支障が生じている状況を踏まえ、現在、政府備蓄米の売渡しを実施しているところです。

この売渡しは、国民の主食であり生活に不可欠である米を、国民に対して安価で安定的に供給することを目的とするものであることから、米穀※の高値での転売を防止するため、米穀を小売事業者から購入した者に対し、購入価格を超える値段での譲渡を禁止する「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が令和 7 年 6 月 13 日に閣議決定されました。

この政令の趣旨も踏まえ、米穀の購入価格を超える値段での譲渡の防止に向けた対策を講じていただくなど、安価で安定的な米の供給に御協力いただきますようお願いします。

なお、このことについて、貴団体傘下の組合員又は会員に対して周知願います。

※ 米穀とは、政府備蓄米を含むもみ、玄米、精米及び砕米（政府備蓄米に限るものではない）。米穀には、加工品であるパックご飯や、飲食店等で提供される炊飯された米飯などは含まれない。

7 農 産 第 1343 号  
令和 7 年 6 月 13 日

オール日本スーパーマーケット協会 会長 殿

農林水産省農産局長

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年産米の円滑な流通に支障が生じている状況を踏まえ、現在、政府備蓄米の売渡しを実施しているところです。

この売渡しは、国民の主食であり生活に不可欠である米を、国民に対して安価で安定的に供給することを目的とするものであることから、米穀※の高値での転売を防止するため、米穀を小売事業者から購入した者に対し、購入価格を超える値段での譲渡を禁止する「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が令和 7 年 6 月 13 日に閣議決定されました。

この政令の趣旨も踏まえ、米穀の購入価格を超える値段での譲渡の防止に向けた対策を講じていただくなど、安価で安定的な米の供給に御協力いただきますようお願いします。

なお、このことについて、貴団体傘下の組合員又は会員に対して周知願います。

※ 米穀とは、政府備蓄米を含むもみ、玄米、精米及び砕米（政府備蓄米に限るものではない）。米穀には、加工品であるパックご飯や、飲食店等で提供される炊飯された米飯などは含まれない。

7 農 産 第 1343 号  
令和 7 年 6 月 13 日

日本チェーンストア協会 会長 殿

農林水産省農産局長

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年産米の円滑な流通に支障が生じている状況を踏まえ、現在、政府備蓄米の売渡しを実施しているところです。

この売渡しは、国民の主食であり生活に不可欠である米を、国民に対して安価で安定的に供給することを目的とするものであることから、米穀※の高値での転売を防止するため、米穀を小売事業者から購入した者に対し、購入価格を超える値段での譲渡を禁止する「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が令和 7 年 6 月 13 日に閣議決定されました。

この政令の趣旨も踏まえ、米穀の購入価格を超える値段での譲渡の防止に向けた対策を講じていただくなど、安価で安定的な米の供給に御協力いただきますようお願いします。

なお、このことについて、貴団体傘下の組合員又は会員に対して周知願います。

※ 米穀とは、政府備蓄米を含むもみ、玄米、精米及び砕米（政府備蓄米に限るものではない）。米穀には、加工品であるパックご飯や、飲食店等で提供される炊飯された米飯などは含まれない。

7 農 産 第 1343 号  
令和 7 年 6 月 13 日

協同組合セルコチェーン 理事長 殿

農林水産省農産局長

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年産米の円滑な流通に支障が生じている状況を踏まえ、現在、政府備蓄米の売渡しを実施しているところです。

この売渡しは、国民の主食であり生活に不可欠である米を、国民に対して安価で安定的に供給することを目的とするものであることから、米穀※の高値での転売を防止するため、米穀を小売事業者から購入した者に対し、購入価格を超える値段での譲渡を禁止する「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が令和 7 年 6 月 13 日に閣議決定されました。

この政令の趣旨も踏まえ、米穀の購入価格を超える値段での譲渡の防止に向けた対策を講じていただくなど、安価で安定的な米の供給に御協力いただきますようお願いします。

なお、このことについて、貴団体傘下の組合員又は会員に対して周知願います。

※ 米穀とは、政府備蓄米を含むもみ、玄米、精米及び砕米（政府備蓄米に限るものではない）。米穀には、加工品であるパックご飯や、飲食店等で提供される炊飯された米飯などは含まれない。

7 農産第 1343 号  
令和 7 年 6 月 13 日

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 会長 殿

農林水産省農産局長

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年産米の円滑な流通に支障が生じている状況を踏まえ、現在、政府備蓄米の売渡しを実施しているところです。

この売渡しは、国民の主食であり生活に不可欠である米を、国民に対して安価で安定的に供給することを目的とするものであることから、米穀※の高値での転売を防止するため、米穀を小売事業者から購入した者に対し、購入価格を超える値段での譲渡を禁止する「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が令和 7 年 6 月 13 日に閣議決定されました。

この政令の趣旨も踏まえ、米穀の購入価格を超える値段での譲渡の防止に向けた対策を講じていただくなど、安価で安定的な米の供給に御協力いただきますようお願いします。

なお、このことについて、貴団体傘下の組合員又は会員に対して周知願います。

※ 米穀とは、政府備蓄米を含むもみ、玄米、精米及び砕米（政府備蓄米に限るものではない）。米穀には、加工品であるパックご飯や、飲食店等で提供される炊飯された米飯などは含まれない。

7 農産第 1343 号  
令和 7 年 6 月 13 日

一般社団法人日本ボランティアチェーン協会 会長 殿

農林水産省農産局長

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年産米の円滑な流通に支障が生じている状況を踏まえ、現在、政府備蓄米の売渡しを実施しているところです。

この売渡しは、国民の主食であり生活に不可欠である米を、国民に対して安価で安定的に供給することを目的とするものであることから、米穀※の高値での転売を防止するため、米穀を小売事業者から購入した者に対し、購入価格を超える値段での譲渡を禁止する「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が令和 7 年 6 月 13 日に閣議決定されました。

この政令の趣旨も踏まえ、米穀の購入価格を超える値段での譲渡の防止に向けた対策を講じていただくなど、安価で安定的な米の供給に御協力いただきますようお願いします。

なお、このことについて、貴団体傘下の組合員又は会員に対して周知願います。

※ 米穀とは、政府備蓄米を含むもみ、玄米、精米及び砕米（政府備蓄米に限るものではない）。米穀には、加工品であるパックご飯や、飲食店等で提供される炊飯された米飯などは含まれない。

7 農産第 1343 号  
令和 7 年 6 月 13 日

全日食チェーン商業協同組合連合会 代表理事理事長 殿

農林水産省農産局長

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年産米の円滑な流通に支障が生じている状況を踏まえ、現在、政府備蓄米の売渡しを実施しているところです。

この売渡しは、国民の主食であり生活に不可欠である米を、国民に対して安価で安定的に供給することを目的とするものであることから、米穀※の高値での転売を防止するため、米穀を小売事業者から購入した者に対し、購入価格を超える値段での譲渡を禁止する「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が令和 7 年 6 月 13 日に閣議決定されました。

この政令の趣旨も踏まえ、米穀の購入価格を超える値段での譲渡の防止に向けた対策を講じていただくなど、安価で安定的な米の供給に御協力いただきますようお願いします。

なお、このことについて、貴団体傘下の組合員又は会員に対して周知願います。

※ 米穀とは、政府備蓄米を含むもみ、玄米、精米及び砕米（政府備蓄米に限るものではない）。米穀には、加工品であるパックご飯や、飲食店等で提供される炊飯された米飯などは含まれない。

7 農産第 1343 号  
令和 7 年 6 月 13 日

主婦連合会会長 殿

農林水産省農産局長

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年産米の円滑な流通に支障が生じている状況を踏まえ、現在、政府備蓄米の売渡しを実施しているところです。

この売渡しは、国民の主食であり生活に不可欠である米を、国民に対して安価で安定的に供給することを目的とするものであることから、米穀※の高値での転売を防止するため、米穀を小売事業者から購入した者に対し、購入価格を超える値段での譲渡を禁止する「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が令和 7 年 6 月 13 日に閣議決定されました。

この政令の趣旨も踏まえ、米穀の購入価格を超える値段での譲渡の防止に向けた対策を講じていただくなど、安価で安定的な米の供給に御協力いただきますようお願いします。

なお、このことについて、貴団体傘下の組合員又は会員に対して周知願います。

※ 米穀とは、政府備蓄米を含むもみ、玄米、精米及び碎米（政府備蓄米に限るものではない）。米穀には、加工品であるパックご飯や、飲食店等で提供される炊飯された米飯などは含まれない。



7 農産第 1343 号  
令和 7 年 6 月 13 日

全国女性団体連絡協議会会長 殿

農林水産省農産局長

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年産米の円滑な流通に支障が生じている状況を踏まえ、現在、政府備蓄米の売渡しを実施しているところです。

この売渡しは、国民の主食であり生活に不可欠である米を、国民に対して安価で安定的に供給することを目的とするものであることから、米穀※の高値での転売を防止するため、米穀を小売事業者から購入した者に対し、購入価格を超える値段での譲渡を禁止する「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が令和 7 年 6 月 13 日に閣議決定されました。

この政令の趣旨も踏まえ、米穀の購入価格を超える値段での譲渡の防止に向けた対策を講じていただくなど、安価で安定的な米の供給に御協力いただきますようお願いします。

なお、このことについて、貴団体傘下の組合員又は会員に対して周知願います。

※ 米穀とは、政府備蓄米を含むもみ、玄米、精米及び砕米（政府備蓄米に限るものではない）。米穀には、加工品であるパックご飯や、飲食店等で提供される炊飯された米飯などは含まれない。

7 農産第 1343 号  
令和 7 年 6 月 13 日

一般財団法人消費科学センター代表理事 殿

農林水産省農産局長

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年産米の円滑な流通に支障が生じている状況を踏まえ、現在、政府備蓄米の売渡しを実施しているところです。

この売渡しは、国民の主食であり生活に不可欠である米を、国民に対して安価で安定的に供給することを目的とするものであることから、米穀※の高値での転売を防止するため、米穀を小売事業者から購入した者に対し、購入価格を超える値段での譲渡を禁止する「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が令和 7 年 6 月 13 日に閣議決定されました。

この政令の趣旨も踏まえ、米穀の購入価格を超える値段での譲渡の防止に向けた対策を講じていただくなど、安価で安定的な米の供給に御協力いただきますようお願いします。

なお、このことについて、貴団体傘下の組合員又は会員に対して周知願います。

※ 米穀とは、政府備蓄米を含むもみ、玄米、精米及び碎米（政府備蓄米に限るものではない）。米穀には、加工品であるパックご飯や、飲食店等で提供される炊飯された米飯などは含まれない。

7 農産第 1343 号  
令和 7 年 6 月 13 日

一般社団法人全国消費者団体連絡会代表理事 殿

農林水産省農産局長

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年産米の円滑な流通に支障が生じている状況を踏まえ、現在、政府備蓄米の売渡しを実施しているところです。

この売渡しは、国民の主食であり生活に不可欠である米を、国民に対して安価で安定的に供給することを目的とするものであることから、米穀※の高値での転売を防止するため、米穀を小売事業者から購入した者に対し、購入価格を超える値段での譲渡を禁止する「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が令和 7 年 6 月 13 日に閣議決定されました。

この政令の趣旨も踏まえ、米穀の購入価格を超える値段での譲渡の防止に向けた対策を講じていただくなど、安価で安定的な米の供給に御協力いただきますようお願いします。

なお、このことについて、貴団体傘下の組合員又は会員に対して周知願います。

※ 米穀とは、政府備蓄米を含むもみ、玄米、精米及び碎米（政府備蓄米に限るものではない）。米穀には、加工品であるパックご飯や、飲食店等で提供される炊飯された米飯などは含まれない。

7 農産第 1343 号  
令和 7 年 6 月 13 日

日本生活協同組合連合会代表理事会長 殿

農林水産省農産局長

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年産米の円滑な流通に支障が生じている状況を踏まえ、現在、政府備蓄米の売渡しを実施しているところです。

この売渡しは、国民の主食であり生活に不可欠である米を、国民に対して安価で安定的に供給することを目的とするものであることから、米穀※の高値での転売を防止するため、米穀を小売事業者から購入した者に対し、購入価格を超える値段での譲渡を禁止する「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が令和 7 年 6 月 13 日に閣議決定されました。

この政令の趣旨も踏まえ、米穀の購入価格を超える値段での譲渡の防止に向けた対策を講じていただくなど、安価で安定的な米の供給に御協力いただきますようお願いします。

なお、このことについて、貴団体傘下の組合員又は会員に対して周知願います。

※ 米穀とは、政府備蓄米を含むもみ、玄米、精米及び碎米（政府備蓄米に限るものではない）。米穀には、加工品であるパックご飯や、飲食店等で提供される炊飯された米飯などは含まれない。

7 農 産 第 1343 号  
令和 7 年 6 月 13 日

株式会社メルカリ 御中

農林水産省農産局長

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年産米の円滑な流通に支障が生じている状況を踏まえ、現在、政府備蓄米の売渡しを実施しているところです。

この売渡しは、国民の主食であり生活に不可欠である米を、国民に対して安価で安定的に供給することを目的とするものであることから、米穀<sup>※</sup>の高値での転売を防止するため、米穀を小売事業者から購入した者に対し、購入価格を超える値段での譲渡を禁止する「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が令和 7 年 6 月 13 日に閣議決定されました。

この政令の趣旨も踏まえ、米穀の購入価格を超える値段での譲渡の防止に向けた対策を講じていただくなど、安価で安定的な米の供給に御協力いただきますようお願いします。

※ 米穀とは、政府備蓄米を含むもみ、玄米、精米及び砕米（政府備蓄米に限るものではない）。米穀には、加工品であるパックご飯や、飲食店等で提供される炊飯された米飯などは含まれない。

7 農 産 第 1343 号  
令和 7 年 6 月 13 日

LINE ヤフー株式会社 御中

農林水産省農産局長

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年産米の円滑な流通に支障が生じている状況を踏まえ、現在、政府備蓄米の売渡しを実施しているところです。

この売渡しは、国民の主食であり生活に不可欠である米を、国民に対して安価で安定的に供給することを目的とするものであることから、米穀<sup>※</sup>の高値での転売を防止するため、米穀を小売事業者から購入した者に対し、購入価格を超える値段での譲渡を禁止する「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が令和 7 年 6 月 13 日に閣議決定されました。

この政令の趣旨も踏まえ、米穀の購入価格を超える値段での譲渡の防止に向けた対策を講じていただくなど、安価で安定的な米の供給に御協力いただきますようお願いします。

※ 米穀とは、政府備蓄米を含むもみ、玄米、精米及び砕米（政府備蓄米に限るものではない）。米穀には、加工品であるパックご飯や、飲食店等で提供される炊飯された米飯などは含まれない。

7 農 産 第 1343 号  
令和 7 年 6 月 13 日

楽天グループ株式会社 御中

農林水産省農産局長

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年産米の円滑な流通に支障が生じている状況を踏まえ、現在、政府備蓄米の売渡しを実施しているところです。

この売渡しは、国民の主食であり生活に不可欠である米を、国民に対して安価で安定的に供給することを目的とするものであることから、米穀<sup>※</sup>の高値での転売を防止するため、米穀を小売事業者から購入した者に対し、購入価格を超える値段での譲渡を禁止する「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が令和 7 年 6 月 13 日に閣議決定されました。

この政令の趣旨も踏まえ、米穀の購入価格を超える値段での譲渡の防止に向けた対策を講じていただくなど、安価で安定的な米の供給に御協力いただきますようお願いします。

※ 米穀とは、政府備蓄米を含むもみ、玄米、精米及び砕米（政府備蓄米に限るものではない）。米穀には、加工品であるパックご飯や、飲食店等で提供される炊飯された米飯などは含まれない。

7 農 産 第 1343 号  
令和 7 年 6 月 13 日

オンラインマーケットプレイス協議会 代表理事 御中

農林水産省農産局長

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年産米の円滑な流通に支障が生じている状況を踏まえ、現在、政府備蓄米の売渡しを実施しているところです。

この売渡しは、国民の主食であり生活に不可欠である米を、国民に対して安価で安定的に供給することを目的とするものであることから、米穀<sup>※</sup>の高値での転売を防止するため、米穀を小売事業者から購入した者に対し、購入価格を超える値段での譲渡を禁止する「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が令和 7 年 6 月 13 日に閣議決定されました。

この政令の趣旨も踏まえ、米穀の購入価格を超える値段での譲渡の防止に向けた対策を講じていただくなど、安価で安定的な米の供給に御協力いただきますようお願いします。

なお、このことについて、貴団体傘下の会員に対して周知願います。

※ 米穀とは、政府備蓄米を含むもみ、玄米、精米及び砕米（政府備蓄米に限るものではない）。米穀には、加工品であるパックご飯や、飲食店等で提供される炊飯された米飯などは含まれない。



7 農 産 第 1343 号  
令和 7 年 6 月 16 日

公益社団法人日本通信販売協会会長 殿

農林水産省農産局長

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年産米の円滑な流通に支障が生じている状況を踏まえ、現在、政府備蓄米の売渡しを実施しているところです。

この売渡しは、国民の主食であり生活に不可欠である米を、国民に対して安価で安定的に供給することを目的とするものであることから、米穀<sup>※</sup>の高値での転売を防止するため、米穀を小売事業者から購入した者に対し、購入価格を超える値段での譲渡を禁止する「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が令和 7 年 6 月 13 日に閣議決定されました。

この政令の趣旨も踏まえ、米穀の購入価格を超える値段での譲渡の防止に向けた対策を講じていただくなど、安価で安定的な米の供給に御協力いただきますようお願いします。

なお、このことについて、貴団体傘下の組合員又は会員に対して周知願います。

※ 米穀とは、政府備蓄米を含むもみ、玄米、精米及び砕米（政府備蓄米に限るものではない）。米穀には、加工品であるパックご飯や、飲食店等で提供される炊飯された米飯などは含まれない。

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 指定する生活関連物資等

一 国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等は、米穀とすること。  
(第一条関係)

二 米穀を不特定の相手方に対し売り渡す者から米穀の購入をした者は、当該購入をした米穀の譲渡（不特定又は多数の者に対し、当該米穀の売買契約の締結の申込み又は誘引をして行うものであって、当該米穀の購入価格を超える価格によるものに限る。）をしてはならないものとする。こと。  
(第二条関係)

三 第二条の規定に違反した場合について罰則を設けるものとする。こと。  
(第七条関係)

第二 施行期日等

一 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行するものとする。こと。

(附則第一項関係)

二 この政令の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関係政令の規定を整備すること。

(附則第二項及び第三項関係)

政令第 号

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）第二十六条第一項及び第三十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第四条を第六条とし、第三条を第五条とし、第二条を第四条とする。

第一条第一項中「国民生活安定緊急措置法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第三条とし、同条の前に次の二条を加える。

（法第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等）

第一条 国民生活安定緊急措置法（以下「法」という。）第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等は、米穀とする。

（米穀の転売の禁止）

第二条 米穀を不特定の相手方に対し売り渡す者から米穀の購入をした者は、当該購入をした米穀の譲渡

（不特定又は多数の者に対し、当該米穀の売買契約の締結の申込み又は誘引をして行うものであつて、当該米穀の購入価格を超える価格によるものに限る。）をしてはならない。

本則に次の一条を加える。

#### （罰則）

第七条 第二条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

#### 附 則

#### （施行期日）

1 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

#### （経過措置）

2 改正後の第二条の規定は、同条に規定する譲渡のうちこの政令の施行の日前に締結された売買契約によ

るものについては、適用しない。

（地方自治法施行令の一部改正）

3 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一 国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）の項中「第四条第一項」を「第六条第一項」に改める。

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文 目次

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| ○ 国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）（本則関係） | 1 |
| ○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（附則関係）      | 3 |

○ 国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）（本則関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 現 行                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（法第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等）</p> <p>第一条 国民生活安定緊急措置法（以下「法」という。）第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等は、米穀とする。</p> <p>（米穀の転売の禁止）</p> <p>第二条 米穀を不特定の相手方に対し売り渡す者から米穀の購入をした者は、当該購入をした米穀の譲渡（不特定又は多数の者に対し、当該米穀の売買契約の締結の申込み又は誘引をして行うものであつて、当該米穀の購入価格を超える価格によるものに限る。）をしてはならない。</p> <p>（報告の徴収）</p> <p>第三条 法第三十条第一項の規定により主務大臣が報告させることができる事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第四条 第六条 （略）</p> <p>（罰則）</p> <p>第七条 第二条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業</p> | <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（報告の徴収）</p> <p>第一条 国民生活安定緊急措置法（以下「法」という。）第三十条第一項の規定により主務大臣が報告させることができる事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第二条 第四条 （略）</p> <p>（新設）</p> |

者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。



○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（附則関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案                                                                              |                             |                                   |                                   | 現 行                                                                                |                             |                                   |                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）<br>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。 |                             |                                   |                                   | 別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）<br>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。 |                             |                                   |                                   |
| 政 令                                                                                | 政 令                         | 事 務                               | 事 務                               | 政 令                                                                                | 政 令                         | 事 務                               | 事 務                               |
| （略）                                                                                | （略）                         | （略）                               | （略）                               | （略）                                                                                | （略）                         | （略）                               | （略）                               |
| 国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）                                                        | 国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号） | 第六条第一項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務 | 第六条第一項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務 | 国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）                                                        | 国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号） | 第四条第一項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務 | 第四条第一項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務 |